3　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると認めた船舶については、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数を当該船舶の総トン数とみなす。

4　この告示に係る許可又は起業の認可には、別記一の操業区域ごとにおおむね別記二に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

別記一　操業区域

1　北部太平洋海区　千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経百七十九度五十九分四十三秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）

2　中部太平洋海区　千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間における海域

3　南部太平洋海区　和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条の表瀬戸内海の項の下欄に掲げる海域（以下「瀬戸内海の海域」という。）を除く。）

4　北部日本海海区　石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域

5　中部日本海海区　石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域

6　西部日本海海区　最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（瀬戸内海の海域を除く。）

7　九州西部海区　日本海における東経百二十九度五十九分五十三秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経百二十七度五十九分五十三秒の線、北緯二十七度十四秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域

8　東海黄海海区　最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域

9　太平洋中央海区　東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）

10　インド洋海区　南緯十九度五十九分三十五秒以北（東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五十六秒までの間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域

別記二　制限又は条件

1　操業区域及び操業期間の制限

（北部太平洋海区）

(1)　北海道根室市納沙布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域以外の海域においては、操業してはならない。

(2)　北海道根室市納沙布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、毎年十一月一日から翌年六月十五日までの間は、操業してはならない。

(3)　北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線以西の海域及び同線の中心点正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

(4)　最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域、北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線以西の海域並びに宮城県石巻市金華山東ノ埼突端を通る緯線、同突端から最大高潮時海岸線上宮城福島両県界に至る線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

(5)　青森県八戸市鮫角突端正東の線と同県下北郡東通村尻屋埼灯台から北海道函館市恵山岬灯台に至る線との両線間の海域のうち最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域においては、操業してはならない。

(6)　福島県沖合海域、茨城県沖合海域及び千葉県山武郡横芝光町栗山川漁港西防波堤突端百五十度の線以北の千葉県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(7)　茨城県鹿嶋市平井に設置されていたパラボラアンテナの跡地（北緯三十五度五十七分十五秒、東経百四十度三十九分四十六秒の点）から七十度の線以北の海域においては、操業してはならない。

(8)　我が国の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

(9)　我が国の最大高潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域においては、操業してはならない。

(10)　北緯二十度二十一秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

（中部太平洋海区）

(1)　静岡県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(2)　静岡県賀茂郡南伊豆町石廊埼灯台正南の線以東の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。

(3)　静岡県御前崎市御前埼灯台正南の線以西の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。

(4)　金州ノ瀬（水深二百メートル以浅の海域に限る。）においては、操業してはならない。

(5)　静岡県沼津市大瀬埼突端から同市大塚東端に至る線以東の海域においては、操業してはならない。

(6)　石花海（水深二百メートル以浅の海域に限る。）においては、毎年一月一日から三月十五日まで及び七月一日から九月十五日までの間は、操業してはならない。

(7)　静岡県御前崎市御前埼灯台百四十度の線、同灯台百七十度の線、同灯台を中心とする半径十海里の円弧及び同灯台を中心とする半径十五海里の円弧により囲まれた海域においては、操業してはならない。

(8)　伊豆七島周辺海域の大島、利島、鵜渡根島、新島、早島、式根島、神津島、恩馳島、銭洲、三宅島、大野原島、御蔵島、いなんば島、八丈島、八丈小島及び青ヶ島の各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域（静岡県賀茂郡南伊豆町石廊埼灯台正南の線以東の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域を除く。）においては、操業してはならない。ただし、当該各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合五海里以遠十海里以内の海域における毎年五月一日から九月三十日までの間の日出から日没までの操業については、この限りでない。

(9)　静岡県、愛知県及び三重県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(10)　愛知県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。